事 務 連 絡 令和4年12月7日

都 道 府 県 保健所設置市 衛生主管部(局) 、特 別 区

厚生労働省医政局地域医療計画課 医療安全推進 · 医務指導室

「医療法第6条の11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」の 一部改正について(周知依頼)

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し 上げます。

病院、診療所又は助産所の管理者は、医療法(昭和23年法律第205号)第6 条の 10 第1項に規定する医療事故が発生した場合、同法第6条の 11 第1項に 規定する医療事故調査を行うため、同条第2項の規定に基づき、医療事故調査等 支援団体(以下「支援団体」という。)に対し、必要な支援を求めることとされ ています。

支援団体は、「医療法第6条の 11 第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定め る団体」(平成27年厚生労働省告示第343号)により定めていますが、今般、別 添1のとおり一部改正し、別添2のとおり本日の官報にて告示しましたので、お 知らせします。

貴職におかれましては、管下医療機関への周知をお願いいたします。